

1. いじめの情報キャッチ

- ・いじめが疑われる状況の目撃（からかい、暴力等）
- ・日記・連絡帳等に書かれた言葉や表現。本人や保護者からの訴え
- ・保健室への来室、体調不調の訴え

報告 〔最初に認知した職員〕 → 〔担任〕 → 〔校長・教頭〕 → 〔対策委員会〕



2. 対応方針・役割分担

〈いじめ対策委員会：校長、教頭、主幹教諭、生活指導担当、養護教諭、担任、
特別支援教育コーディネーター 必要に応じて関係職員・関係機関 SSW SC〉

（1）情報の整理と確認

- ・いじめの状況・関係者等の確認

（2）対応方針の決定

- ・事実や状況の聞き取りや指導上の留意点の確認
- ・緊急性・重大事態（委員会報告）の有無の判断

（3）役割分担の決定

- ・被害者への事実や状況の聞き取りと支援
- ・加害者への事実や状況の聞き取りと指導
- ・学級全体への指導
- ・保護者・関係機関への対応



3. 事実の究明と支援・指導

事実や状況の聞き取り・・・〔被害者〕〔加害者〕〔関係者（事情を知っている者）〕

- ①安心して話せる場所で行う。
- ②複数の職員で“どの部分がいじめにあたるのか”確認する。
- ③当事者同士の安易な解決にしてしまわないように、十分に事実を聞き取る。
- ④当該児童を家庭に送り届け、保護者に現在の状況を説明する。

事実のすり合わせと支援指導内容の検討 〈いじめ対策委員会〉

- ・三者からの聞き取り内容のすり合わせを行う。
- ・支援・指導については、その状況に応じて検討する。



4. 経過観察・継続指導（関係機関等との連携）

〈いじめ対策委員会〉

- ・指導支援の内容、子どもの様子について、経過観察および継続指導を行う。
- ・職員会において共通理解を図る。必要に応じて、関係機関に相談する。

* マスコミや外部からの問い合わせについては、管理職が窓口となる

支援・指導のポイント

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず相談する。速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は児童に頼む場合もある。
- ・ 関係職員を含む「いじめ対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

〈いじめられた児童生徒へ支援〉

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

〈いじめた児童へ〉

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

〈いじめを見ていた児童へ〉

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

〈保護者との連携〉

- ・ いじめが発見された場合は、家庭への連絡、または複数教員で関係児童の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。